

# sacasoの雇用安定措置対応について

同一組織内での派遣就業が、3年満了を迎えられるみなさまへ

## 雇用安定措置とは？

▶労働者派遣法により定められている、引き続き働きたい方への派遣元事業主の対応です

労働者派遣法が2015年9月に改正され、同一組織内で継続して派遣就業できる期間が最長で3年間と定められました。

雇用安定措置とは、派遣労働者が派遣就業終了後も“働きたい”と希望された際の派遣元事業主の対応を指します。

## 雇用安定措置対応の流れ

雇用安定措置の対象となる方

2015年9月30日以降に契約された方で、同一組織内での派遣就業が3年満了を迎えられる方が対象です。



対象の方にご要望をお伺いします

上記に該当する方は『雇用安定措置のご要望確認』（別紙）にてご要望の内容をお知らせ下さい。



ご要望に応じて、sacasoが対応いたします

sacasoでの雇用安定措置を希望される場合、『雇用安定措置のご要望内容』に応じて対応をいたします。



対応完了後も求人情報をご利用いただくことができます

次のお仕事が決まった場合や、ご自身がお仕事を辞退された場合、雇用安定措置の対応は完了となります。  
対応完了後も引き続き、求人情報をご利用いただくことができます。

# 雇用安定措置の詳細

①

派遣先へ  
直接雇用を依頼します

直接雇用をご希望される場合、sacasoの担当者が現在就業されている派遣先企業へ、直接雇用を依頼します。

※直接雇用が確約されるものではありません。



直接雇用に至らなかった場合は、以下の②～④のいずれかの対応を行います。

※ご要望をお伺いした上で、みなさまの雇用安定を最優先いたします。みなさまのスキルやご経験、就業状況などを総合的に判断し、必要な雇用安定措置を行ないます。状況によりご要望に添えない場合もございます。ご了承ください。

②

新たな派遣先を  
ご案内します  
(※合理的な範囲に限ります)

新たな派遣先のお仕事をご案内いたします。

※次のお仕事が決まった場合や、ご自身がお仕事を辞退された場合、雇用安定措置の対応は完了となります。対応完了後も引き続き、お仕事のご紹介に関するご案内をご利用いただくことが出来ます。

※合理的な範囲とは？

賃金と所定労働時間は？

原則、現行の時給・所定労働時間と概ね同程度

通勤時間は？

現在の通勤時間と同等か片道30分以内の増加、もしくは片道1時間以内

職種は？

経験職種、希望職種、現在の就業職種のいずれか

派遣期間

社会保険加入要件を満たす期間の仕事

③

sacasoでの  
無期雇用を提案します  
(派遣労働者以外)

以下の要件を満たす方が無期雇用提案の対象となります。

[1] 1日7時間以上、週35時間以上勤務できる方

[2] 希望する方の中から選考承認された方

(労働契約法第18条に基づく無期転換の申し込みは対象外)

[3] sacasoが定めた勤務場所に勤務できる方

④

その他安定した雇用の  
継続に必要な対応を  
いたします

キャリアアップにつながる『キャリアアップの相談』ができます。

今後、キャリアアップを検討される際にご活用下さい。